

令和6年（2024年）4月5日

熊本市 経済政策課

令和6年度（2024年度）中小企業等DXアクセラレーション事業業務委託に係る
公募型プロポーザルに関する質問回答

令和6年（2024年）3月25日から4月4日までに受け付けた質問について、以下の通り回答します。

	質問事項	回答
1	参加資格者名簿に登録がないため、本日以降で申請をしようとおもいますが、参加表明書等の提出期限日までに、申請が通らない場合は、参加資格がないでしょうか。 また、申請してから、名簿の登録までどの程度時間を有するのでしょうか。	参加表明書の提出期限までに名簿に登録されていることが参加申込の必須条件になりますので、それまでに申請が通らない場合は参加資格を認めることはできません。 また登録までの期間についての詳細は、本市契約政策課へお問い合わせいただきますようお願いいたします。
2	提案書等のヒアリングについては、対面が必須でしょうか。	ヒアリングは対面が必須です。
3	基本仕様書中、「7（1）本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて熊本市に帰属するものとし、受託者は市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない。」との記載がありますが、トレーニングプログラムやワークショップ、教材や資料、動画など、本件以前に保有している無形資産や著作物などの扱いについて教えて下さい。	原則、資料・成果品の一切の権利は本市に帰属することといたしますが、受託者が契約締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された成果物の著作権は、当該成果物の引渡時に、受託者が当該著作権の一部を本市に無償で譲渡することにより、本市と受託者が均等に共有することを想定しています。 なお、本件に該当する場合は本市と受託者で協議の上、別途「特許権及び著作権等に関する特記事項」として契約書に追記させていただきます。